

墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）」の施行に伴い、建築基準法の一部が、また、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第101号）」の施行に伴い、建築基準法施行令の一部が改正されたため、墨田区中高層階住居専用地区建築条例の一部を改正する。

2 改正の概要

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正により、引用条文に移動があったことに伴い、所要の規定整備を行う。

3 施行期日

公布の日